



発行 新潟県

第 19 号

令和4年3月11日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 240 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 241 種畜証明書の書換えをした旨の通報（畜産課）
- 242 保安林の指定解除予定（治山課）
- 243 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 244 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 245 公共測量の終了通知（監理課）
- 246 公共測量の終了通知（監理課）
- 247 道路の区域変更（道路管理課）
- 248 道路の供用開始（道路管理課）
- 249 道路の区域変更（道路管理課）
- 250 道路の供用開始（道路管理課）
- 251 道路の区域変更（道路管理課）
- 252 道路の供用開始（道路管理課）
- 253 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託（文化行政課）

公 告

- 一般競争入札の実施（高齢福祉保健課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の契約者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 13 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 1 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則等の一部を改正する規則（警務課）
- 2 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（警務課）
- 3 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課）
- 4 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）



◎新潟県告示第240号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和4年3月11日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
小西 徹	小児科	長岡療育園	長岡市深沢町字高寺2278番地8	R4.1.20
竹内 一郎	外科・内科	安塚診療所	上越市安塚区安塚2555-1	R3.11.28
若林 允甫	脳神経内科	小千谷さくら病院	小千谷市小栗田2732番地	R4.1.4

◎新潟県告示第241号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があった。

令和4年3月11日

新潟県知事 花 角 英 世

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11397963527	種畜の名前の変更、種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	笹姫 新潟県上越市藤巻58-1 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合	姫剣6352 鳥取県東伯郡琴浦町出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

◎新潟県告示第242号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和4年3月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 解除予定保安林の所在場所
新潟県佐渡市松ヶ崎字桶川1337の1、1337の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第243号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、燕市の須頃郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年3月11日

新潟県三条地域振興局長

- 退任
監事 三条市上須頃866番地 堀川 保
退任年月日 令和4年2月21日

◎新潟県告示第244号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年3月11日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
五十公野	県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業	新発田市	令和4年2月10日

◎新潟県告示第245号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（地盤沈下変動調査（水準測量図作成））
- 2 作業期間 令和3年7月19日から令和4年2月22日まで
- 3 作業地域 新潟市全域

◎新潟県告示第246号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局河川部地域河川課長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和3年6月2日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 村上市、上越市、糸魚川市、佐渡市

◎新潟県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡七日市線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市七日市字前田4720番から	新	7.2～30.0メートル	222.4メートル
同市七日市字上前田1667番1まで	旧	(A)7.0～17.5メートル	221.8メートル
		(B)8.0～13.2メートル	227.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 長岡七日市線
- 2 供用開始の区間 長岡市七日市字前田4720番から同市七日市字上前田1667番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月11日

◎新潟県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出奥只見線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市湯之谷芋川字岩鼻18番1から 同市湯之谷芋川字岩鼻37番2まで	新	2.5～7.0メートル	278.9メートル
	旧	(A) 1.6～20.0メートル	286.0メートル
		(B) 2.5～7.0メートル	278.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 小出奥只見線
- 2 供用開始の区間 魚沼市湯之谷芋川字岩鼻18番1から同市湯之谷芋川字岩鼻37番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月11日

◎新潟県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 橋立青海停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字橋立字西山3271番2から	新	4.6～70.0メートル	269.2メートル
同市大字橋立字ツハ原3411番1まで	旧	4.6～67.2メートル	269.9メートル

◎新潟県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 橋立青海停車場線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字橋立字西山3271番2から同市大字橋立字ツハ原3411番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月11日

◎新潟県告示第253号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「ボストン美術館所蔵 THE HEROES刀剣×浮世絵－武者たちの物語」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間
令和4年3月7日から令和4年3月31日まで
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区八千代1丁目6番1号 新潟伊勢丹内 Kijトラベル新潟伊勢丹トラベルコーナー	新潟市中央区女池北1丁目1番1号 新潟運輸株式会社 代表取締役社長 坂井 操
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 森永 正幸
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店万代店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市西区坂井砂山3丁目6-55 株式会社文信堂書店新大前店	
長岡市城内町1丁目611-1M2F 株式会社文信堂書店長岡店	
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典

新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合 専務理事 高橋 伸嘉
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社第一印刷所 代表取締役 堀 一
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5-40 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報社 代表取締役 小田 敏三
新潟市中央区西大畑5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役社長 那須野 眞智子
新潟市中央町4丁目10番10号 新潟商工会議所3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央町4丁目10番10号 新潟商工会議所3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高見 真二
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
新潟市中央区万代3丁目1-1 メディアシップ13階 株式会社新潟放送事業部	新潟市中央区川岸町3丁目18番地 株式会社新潟放送 代表取締役社長 佐藤 隆夫
NIC 新潟日報各販売店	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報サービスセンター 代表取締役 吉倉 久一朗
全国セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、 ミニストップの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 新潟支店長 渡辺 浩幸

4 委託期間

令和4年3月7日から令和4年3月31日まで

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、介護職員処遇改善支援補助金業務の支援に関する派遣業務の委託について次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年3月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

介護職員処遇改善支援補助金業務の支援に関する派遣業務委託

(2) 委託案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和4年3月11日（金）から令和4年3月17日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後4時45分まで。

イ 交付場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁11階）

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課

(2) 問合せ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年3月25日（金） 午後1時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室（新潟県庁16階）

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を含む。）であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県内に本社又は支社、支店、営業所等を有する者であること。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(8) 国又は地方公共団体を契約相手方として、労働者を派遣した実績がある者。

(9) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業者の許可を受けていること。

(10) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であり、プライバシーマークの認定又はISMS認証を取得している者又は令和4年3月22日（火）までに取得見込みである者。

(11) 本件入札の公告日から入札執行日までの間に、国又は新潟県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(12) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和4年3月11日(金)から令和4年3月22日(火)(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の午前9時から午後4時45分まで。

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1(新潟県庁11階)
新潟県福祉保健部高齢福祉保健課

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和4年3月23日(水)以降に書面で通知する。

6 入札の方法

(1) 入札の方法

入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封の上、上記1(1)の委託案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り)を持参し、提出すること。

ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の委託案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 入札金額は、派遣労働者1人1時間あたりの単価を記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金

入札金額に100分の110を乗じた額に、入札説明書の1の(2)業務従事予定時間数を乗じて得た額の100分の5に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

10 契約保証金

契約単価に入札説明書の1の(2)業務従事予定時間数を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

12 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) その他

ア 本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

イ 令和4年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件委託の手続について停止の措置を行うことがある。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件入札及び契約の内容に関しては、日本国の関係法令、財務規則その他新潟県知事の定める規則の定めるところによる。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月11日

新潟県知事 花角 英世

1 落札件名及び数量

学習用タブレット端末 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

令和4年1月27日

4 落札者の氏名及び住所

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社新潟支社

新潟県新潟市中央区東大通1丁目2番23号

5 落札価格

1,491,221,600円

6 契約決定方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

令和3年12月17日

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月11日

新潟県知事 花角 英世

1 落札件名及び数量

- 公文書管理システム用コンピュータ 251台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
 - 3 落札決定日
令和4年2月8日
 - 4 落札者の氏名及び住所
NECフィールディング株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区万代2-3-16 リバービューSDビル9階
 - 5 落札価格
26,730,000円
 - 6 契約決定方式
一般競争入札
 - 7 落札方式
最低価格
 - 8 入札公告日
令和3年12月28日

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
総合運転者管理システム改修業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
請負
- 4 契約方法
随意契約
- 5 契約日
令和3年9月27日
- 6 契約者の氏名及び住所
日本電気株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区万代三丁目1番1号
- 7 契約価格
88,765,600円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、LSA重油について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年3月11日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

L S A重油1種1号 単価契約 年間約52,000リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及びL S A重油納入仕様書による。

(3) 納入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立妙高病院（地下貯蔵タンク）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-2106

新潟県妙高市大字田口147番地1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和4年3月24日（木）午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年3月28日（月）午後1時30分

新潟県立妙高病院 会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和4年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、令和4年度清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年3月11日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

令和4年度清掃業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和6年9月30日

(4) 納入場所

新潟県立妙高病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する院内清掃業務の医療関連サービスマークの認定を受けていること。

(8) 本入札に係る入札説明書の交付を受けて、後記4(1)に定める入札参加資格を証明する書類を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-2106

新潟県妙高市田口147番地1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札に係る参加確認書類の提出

- (1) 入札希望者は令和4年3月23日(水)午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合には令和4年3月23日(水)までに必着させるとともに、簡易書留を利用すること。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和4年3月28日(月)午後3時00分

新潟県立妙高病院 会議室

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額を契約月数(30ヶ月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額を契約月数(30ヶ月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づきを入札参加資格を証明する書類を作成し、前記4(1)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、この入札には、最低制限価格を設定する。予定価格以下最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和4年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年3月11日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称

警備業務委託

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県立十日町病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線114

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和4年3月24日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年3月28日(月)午後2時40分
新潟県立十日町病院 1階 講堂A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす
る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、滅菌室・SPD室・手術室業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年3月11日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

滅菌室・SPD室・手術室業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線114

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和4年3月24日（木）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年3月28日（月）午前11時20分

新潟県立十日町病院 1階 講堂A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、医療ガス設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年3月11日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

医療ガス設備保守点検業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線114

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和4年3月24日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年3月28日(月)午前9時30分
新潟県立十日町病院 1階 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。

なお、複数の方法による保証は認めない。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、労働者派遣業務 看護補助者について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年3月11日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称

労働者派遣業務 看護補助者

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県立十日町病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線114

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和4年3月24日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年3月28日(月)午後3時00分
新潟県立十日町病院 1階 講堂A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和4年度敷地内車両等誘導警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年3月11日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

令和4年度敷地内車両等誘導警備業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第2号に定める警備業務の認定証の交付を受けていること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和4年3月24日（木）午後5時までに、入札説明書に定める一般競争入札提出書類等を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着させるとともに、書留郵便を利用すること。

- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。
- 5 入札、開札の日時及び場所
令和4年3月28日(月)午前10時20分
新潟県立十日町病院 1階 講堂A
- 6 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立坂町病院清拭タオル賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年3月11日

新潟県立坂町病院長 本間 則行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
新潟県立坂町病院 清拭タオル賃貸借 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
 - (4) 履行場所
新潟県立坂町病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 120床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成31年4月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (8) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する寝具類洗濯業務の医療関連サービスマークの認定を受けていること。
- (9) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-3193
新潟県村上市下鍛冶屋589番地
新潟県立坂町病院経営課
電話番号 0254-62-3111 内線420

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 参加資格確認書類の提出期限
令和4年3月23日（水）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年3月28日（月）午前10時00分
新潟県立坂町病院 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和4年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立坂町病院中央材料室業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年3月11日

新潟県立坂町病院長 本間 則行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立坂町病院 中央材料室業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

(4) 履行場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 120床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成31年4月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する院内滅菌消毒業務の医療関連サービスマークの認定を受けていること。また、院外滅菌消毒業務の医療関連サービスマークの認定を受けた施設を有すること。

(9) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

令和4年3月23日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年3月28日(月)午後1時15分

新潟県立坂町病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和4年度新潟県病院事業関係予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和4年3月11日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

333,997

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,560
新潟市東区	38,176
新潟市中央区	49,584
新潟市江南区	19,112
新潟市秋葉区	21,502
新潟市南区	12,430
新潟市西区	43,842
新潟市西蒲区	15,906
長岡市三島郡	75,902
上越市	52,898
三条市	26,998
柏崎市刈羽郡	24,323
新発田市北蒲原郡	30,834
小千谷市	9,758
加茂市南蒲原郡	10,844
十日町市中魚沼郡	17,122
見附市	11,289
村上市岩船郡	18,315
燕市西蒲原郡	24,485
糸魚川市	11,768
妙高市	8,887
五泉市東蒲原郡	16,981
阿賀野市	11,722
佐渡市	15,156
魚沼市	9,910
南魚沼市南魚沼郡	17,621
胎内市	8,074

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第1号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則等の一部を改正する規則

(新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

	警 察 官					警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補(巡査部長を含む。)	巡 査	小 計		
警察本部	75	129	786	225	1,215	447	1,662
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	57	154	1,641	976	2,828	137	2,965
初任科生				128	128		128
合 計	133	285	2,443	1,331	4,192	587	4,779

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第2条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(生活安全企画課) 第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) (略) (9) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に関すること(生活保安課及び <u>国際・薬物銃器対策課</u> の所掌に属するものを除く。) (10) (略) (11) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に関すること(生活保安課及び <u>国際・薬物銃器対策課</u> の所掌に属するものを除く。) (12)～(19) (略) (少年課) 第13条 少年課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) (略)	(生活安全企画課) 第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) (略) (9) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に関すること(生活保安課及び <u>組織犯罪対策第一課</u> の所掌に属するものを除く。) (10) (略) (11) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に関すること(生活保安課及び <u>組織犯罪対策第一課</u> の所掌に属するものを除く。) (12)～(19) (略) (少年課) 第13条 少年課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) (略)

(10) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律 (明治33年法律第33号) 及び 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律 (大正11年法律第20号) の施行に関する事。

(11) (略)

(生活保安課)

第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(11) (略)

(12) 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する犯罪の捜査に関する事 (国際・薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。)

(13) 火薬類取締法に規定する犯罪の捜査に関する事 (国際・薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。)

(14)～(17) (略)

(地域課)

第15条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関する事。

(4)・(5) (略)

(6) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助 (警察用航空機の運用を含む。)及びこれらの事故の防止に関する事。

(7) (略)

(刑事部の分課)

第18条 刑事部に、次の課、所及び隊を置く。

(略)

組織犯罪対策課

国際・薬物銃器対策課

(略)

(組織犯罪対策課)

第23条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 組織犯罪 (他の所掌に属するものを除く。以下同じ。)に係る 対策の企画及び調査に関する事。

(2) 組織犯罪に係る情報の収集、整備及び分析に関する事。

(3)・(4) (略)

(5) 暴力団等に係る情報の収集及び整備に関する事。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) の施行に関する事。

(7) 暴力団等の排除活動に関する事。

(10) 未成年者喫煙禁止法 (明治33年法律第33号) 及び 未成年者飲酒禁止法 (大正11年法律第20号) の施行に関する事。

(11) (略)

(生活保安課)

第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(11) (略)

(12) 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する犯罪の捜査に関する事 (組織犯罪対策第一課の所掌に属するものを除く。)

(13) 火薬類取締法に規定する犯罪の捜査に関する事 (組織犯罪対策第一課の所掌に属するものを除く。)

(14)～(17) (略)

(地域課)

第15条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関する事。

(4)・(5) (略)

(6) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する事。

(7) (略)

(刑事部の分課)

第18条 刑事部に、次の課、所及び隊を置く。

(略)

組織犯罪対策第一課

組織犯罪対策第二課

(略)

(組織犯罪対策第一課)

第23条 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 組織犯罪対策の企画及び調査に関する事。

(2) 組織犯罪情報の収集、整備及び分析に関する事。

(3)・(4) (略)

(5) 薬物及び銃器に係る総合的対策に関する事。

(6) 薬物及び銃器犯罪に係る情報の収集及び整備に関する事。

(7) 薬物及び銃器犯罪の取締りに関する事。

- (8) 暴力団等に係る犯罪の取締りに関すること。
- (9) 組織犯罪の取締りに関すること。

(国際・薬物銃器対策課)

第23条の2 国際・薬物銃器対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 薬物犯罪及び銃器犯罪に係る総合対策に関すること。
- (2) 薬物犯罪及び銃器犯罪に係る情報の収集及び整備に関すること。
- (3) 薬物犯罪及び銃器犯罪の取締りに関すること。
- (4) 国際犯罪に係る情報の収集及び整備並びに国際犯罪の実態解明に関すること。
- (5) 国際捜査共助に関すること。
- (6) 国際犯罪の取締りに関すること。

(警備第二課)

第36条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(8) (略)
- (9) 警察用航空機の運用に関すること(地域課の所掌に属するものを除く。)

(組織犯罪対策本部長)

第43条 (略)

2 (略)

3 組織犯罪対策本部長は、上司の命を受け、刑事部の所掌に属する事務のうち組織犯罪対策課及び国際・薬物銃器対策課の重要事項に係るものを総括整理する。

別表第1 (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
地域課	(略)	(略)
	職質指導 警ら隊	
(略)		
組織犯罪対策課	特殊詐欺 特別捜査室	第23条第9号に掲げる事務のうち特殊詐欺等の捜査に関するもの
(略)		

- (8) 国際犯罪に係る情報の収集、整備及び実態解明に関すること。
- (9) 国際捜査共助に関すること。
- (10) 国際犯罪の取締りに関すること。

(組織犯罪対策第二課)

第23条の2 組織犯罪対策第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 暴力団等に係る情報の収集及び整備に関すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の施行に関すること。
- (3) 暴力団等の排除活動に関すること。
- (4) 暴力団等に係る犯罪の取締りに関すること。

(警備第二課)

第36条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(8) (略)

(組織犯罪対策本部長)

第43条 (略)

2 (略)

3 組織犯罪対策本部長は、上司の命を受け、刑事部の所掌に属する事務のうち組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課の重要事項に係る事務を総括整理する。

別表第1 (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
地域課	(略)	(略)
	職質指導 警ら隊	
	航空隊	第15条第3号に掲げる事務のうち警察用航空機の運用に関する事務
(略)		
捜査第二課	特殊詐欺 特別捜査室	第21条第1号に掲げる事務のうち特殊詐欺等の捜査に関する事務
組織犯罪対策第一課	薬物銃器対策室	第23条第5号から第7号までに掲げる事務
(略)		

運転免許センター	(略)	
警備第二課	航空隊	第36条第9号に掲げる事務
(略)		

運転免許センター	(略)	
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
地域課	(略)	
	航空管理官	警察用航空機の運用に関する事務(地域課の所掌に属するものに限る。)
	(略)	
(略)		
捜査第二課	(略)	
	告訴専門官	(略)
(略)		
組織犯罪対策課	組織犯罪情報官	組織犯罪に係る情報の収集及び分析、犯罪収益等に関する事務
	暴力団対策官	暴力団対策に関する事務
	特殊詐欺特別捜査室長	特殊詐欺特別捜査室に関する事務
国際・薬物銃器対策課	国際・薬物銃器対策管理官	国際犯罪、薬物犯罪及び銃器犯罪の対策に関する事務
(略)		
警備第二課	(略)	
	警備対策管理官	(略)
	航空隊長	航空隊に関する事務
	航空整備管理官	警察用航空機の整備に関する事務
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
地域課	(略)	
	航空隊長	航空隊に関する事務
	(略)	
(略)		
捜査第二課	(略)	
	告訴専門官	(略)
	特殊詐欺特別捜査室長	特殊詐欺特別捜査室に関する事務
(略)		
組織犯罪対策第一課	薬物銃器対策室長	薬物銃器対策室に関する事務
	組織犯罪情報官	組織犯罪情報の収集及び分析、国際犯罪並びに犯罪収益等に関する事務
組織犯罪対策第二課	暴力団対策官	暴力団対策に関する事務
(略)		
警備第二課	(略)	
	警備対策管理官	(略)
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟	(略)	
長岡	刑事第二課	警察本部刑事部捜査第二課、組織犯罪対策課及び国際・薬物銃器対策課の所掌に属する事務
上越		
(略)		
新潟	(略)	

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟	(略)	
長岡	刑事第二課	警察本部刑事部捜査第二課、組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課の所掌に属する事務
上越		
(略)		
新潟	(略)	

西	刑事第二課	警察本部刑事部捜査第二課、 <u>組織犯罪対策課及び国際・薬物銃器対策課</u> の所掌に属する事務	西	刑事第二課	警察本部刑事部捜査第二課、 <u>組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課</u> の所掌に属する事務
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	

(新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第22条に基づく公安委員会の要請並びに第24条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則の一部改正)

第3条 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第22条に基づく公安委員会の要請並びに第24条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則(平成26年新潟県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(立入調査を行う警察職員)	(立入調査を行う警察職員)
第3条 条例第24条第2項に規定する公安委員会規則で定める警察職員は、 <u>新潟県警察本部刑事部国際・薬物銃器対策課及び警察署</u> の職員とする。	第3条 条例第24条第2項に規定する公安委員会規則で定める警察職員は、 <u>刑事部組織犯罪対策第一課及び警察署</u> の職員とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
銃砲刀剣類所持等取締法関係	<p>(1) <u>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可</u></p> <p>(1)の2 <u>銃刀法第4条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可に条件を付し、及びこれを変更すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>銃刀法第4条の4第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の確認</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(5)の2 <u>銃刀法第4条の4第3項の規定による措置を執ることを命ずること。</u></p> <p>(6) <u>銃刀法第5条第1項から第3項まで若しくは第4項本文又は第5条の2第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の不許可</u></p> <p>(7) <u>銃刀法第5条の3第1項、第5条の3の2第1項又は第9条の14第1項の規定による講習会の開催</u></p> <p>(8) <u>銃刀法第5条の3第2項、第5条の3の2第2項、第5条の5第2項又は第9条の14第2項の規定による修了証明書の交付</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(11)の2 <u>銃刀法第5条の3の2第3項の規定による修了証明書の書換え又は再交付</u></p> <p>(11)の3 <u>銃刀法第5条の3の2第4項の規定による事務の一部委託</u></p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>銃刀法第6条第1項の規定による</u></p>	銃砲刀剣類所持等取締法関係	<p>(1) <u>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可又は条件の付与及び変更</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>銃刀法第4条の4第1項の規定による銃砲又は刀剣類の確認</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>銃刀法第5条又は第5条の2第1項から第4項まで若しくは第6項の規定による銃砲又は刀剣類の所持の不許可</u></p> <p>(7) <u>銃刀法第5条の3第1項又は第9条の14第1項の規定による講習会の開催</u></p> <p>(8) <u>銃刀法第5条の3第2項、第5条の5第2項又は第9条の14第2項の規定による修了証明書の交付</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>銃刀法第6条の規定による国際競</u></p>

<p>国際競技に参加する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可</p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(18) 銃刀法第7条の3第2項の規定による<u>猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ</u>の所持の許可の更新又は不更新</p> <p><u>(18)の2 銃刀法第8条第2項の規定による許可証の返納</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) 銃刀法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、<u>第11条第8項若しくは第9項、第11条の2第1項から第3項まで又は第26条第2項の規定による銃砲等、刀剣類又は拳銃部品の提出命令及び仮領置</u></p> <p>(21) 銃刀法第8条第8項、第8条の2第3項、第9条の8第4項、第9条の12第3項、<u>第11条第10項若しくは第11項、第11条の2第4項若しくは第5項又は第26条第5項の規定による銃砲等、刀剣類又は拳銃部品の返還</u></p> <p>(22) 銃刀法第8条第9項の規定による銃砲等又は刀剣類の売却又は廃棄（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、<u>第11条第12項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>(23) 銃刀法第8条第10項の規定による銃砲等又は刀剣類の売却代金の交付及び費用の控除（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、<u>第11条第12項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>(24)・(25) (略)</p> <p>(26) 銃刀法第9条の3第1項の規定による<u>猟銃等射撃指導員</u>の指定又は不指定</p> <p>(27) 銃刀法第9条の3第2項の規定による<u>猟銃等射撃指導員</u>の指定の解除</p> <p><u>(27)の2 銃刀法第9条の3の2第1項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定又は不指定</u></p> <p><u>(27)の3 銃刀法第9条の3の2第2項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定の解除</u></p> <p>(28)～(32) (略)</p> <p><u>(32)の2 銃刀法第9条の16第1項前段</u></p>	<p>技に参加する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可</p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(18) 銃刀法第7条の3第2項の規定による<u>猟銃又は空気銃</u>の所持の許可の更新又は不更新</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) 銃刀法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、<u>第11条第7項若しくは第8項、第11条の2第1項から第3項まで又は第26条第2項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の提出命令及び仮領置</u></p> <p>(21) 銃刀法第8条第8項、第8条の2第3項、第9条の8第4項、第9条の12第3項、<u>第11条第9項若しくは第10項、第11条の2第4項若しくは第5項又は第26条第5項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の返還</u></p> <p>(22) 銃刀法第8条第9項の規定による銃砲又は刀剣類の売却又は廃棄（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、<u>第11条第11項、第11条の2第6項又は第27条第3項</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>(23) 銃刀法第8条第10項の規定による銃砲又は刀剣類の売却代金の交付及び費用の控除（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、<u>第11条第11項、第11条の2第6項、第24条の2第8項又は第27条第3項</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>(24)・(25) (略)</p> <p>(26) 銃刀法第9条の3第1項の規定による<u>射撃指導員</u>の指定又は不指定</p> <p>(27) 銃刀法第9条の3第2項の規定による<u>射撃指導員</u>の指定の解除</p> <p>(28)～(32) (略)</p>
---	--

新潟県公安委員会規則第3号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(不許可)</p> <p>第3条 <u>法第5条第1項から第3項まで若しくは第4項本文又は第5条の2第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項の規定による許可をしない旨の通知は、別記様式第2号により行うものとする。</u></p> <p>(提出命令)</p> <p>第5条 法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、<u>第11条第8項若しくは第9項、第11条の2第1項若しくは第3項、第13条の3第1項若しくは第3項又は第26条第2項の規定による提出命令は、別記様式第4号により行うものとする。</u></p> <p>(不指定)</p> <p>第6条 法第9条の2第1項、第9条の3第1項、<u>第9条の3の2第1項、第9条の4第1項又は第9条の9第1項の規定による指定をしない旨の通知は、別記様式第5号により行うものとする。</u></p> <p>(不認定)</p> <p>第7条 法第9条の5第2項、第9条の10第2項、<u>第9条の13第1項又は第9条の16第1項の規定による資格の認定をしない旨の通知は、別記様式第6号により行うものとする。</u></p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第8条 法第9条の5第3項（法第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）又は第11条の3の規定による認定の取消しを<u>した旨の通知は、別記様式第7号により行うものとする。</u></p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第12条 <u>法第11条第1項から第7項までの規定による許可の取消しをした旨の通知は、別記様式第11号により行うものとする。</u></p>	<p>(不許可)</p> <p>第3条 法第5条又は<u>法第5条の2第1項から第4項まで若しくは第6項の規定による許可をしないときは、別記様式第2号により行うものとする。</u></p> <p>(提出命令)</p> <p>第5条 法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、<u>第11条第7項若しくは第8項、第11条の2第1項若しくは第3項、第13条の3第1項若しくは第3項又は法第26条第2項の規定による提出命令は、別記様式第4号により行うものとする。</u></p> <p>(不指定)</p> <p>第6条 法第9条の2第1項、第9条の3第1項、第9条の4第1項又は第9条の9第1項の規定による指定をしないときは、別記様式第5号により行うものとする。</p> <p>(不認定)</p> <p>第7条 法第9条の5第2項、第9条の10第2項<u>又は第9条の13第1項の規定による資格を認定しないときは、別記様式第6号により行うものとする。</u></p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第8条 法第9条の5第3項（法第9条の10第3項において準用する場合を含む。）又は第11条の3の規定による認定の取消しは、別記様式第7号により行うものとする。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第12条 法第11条第1項から第6項までの規定による許可の取消しは、別記様式第11号により行うものとする。</p>

<p>(射撃競技用拳銃等所持者に対する許可の期間)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 令第6条第2項の規定により公安委員会が定める法第4条第1項第8号又は第9号に規定する銃砲等又は刀剣類に係る同条第4項の規定による許可の期間は、1年を超えない範囲内において必要と認める期間とする。</p> <p>別記様式第2号 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>年 月 日付けで申請のあった所持許可申請については、銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、<u>下記</u>のとおり許可しない。</p> <p>(略)</p> </div>	<p>(射撃競技用拳銃等所持者に対する許可の期間)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 令第6条第2項の規定により公安委員会が定める法第4条第1項第8号又は第9号に規定する銃砲若しくは刀剣類に係る同条第4項の規定による許可の期間は、1年を超えない範囲内において必要と認める期間とする。</p> <p>別記様式第2号 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><u>銃砲</u></p> <p>年 月 日付けで申請のあった<u>刀剣類</u>所持許可申請については、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第 条 第 項の規定により、<u>次</u>のとおり許可しない。</p> <p>(略)</p> </div> <p><u>注：不要な文字は、横線で消去すること。</u></p>
--	--

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

新潟県公安委員会規則第4号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2 (第7条の3関係)		別表第2 (第7条の3関係)	
道 路 名	区 間	道 路 名	区 間
(略)		(略)	
一般国道 116号	柏崎市大字長崎字本合457番の2 から新潟市中央区出来島字居浦 938番3まで	一般国道 116号	柏崎市大字長崎字本合457番の2 から新潟市中央区美咲町1丁目 1796番128まで
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。